

第14回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成26年7月15日（火） 14時～16時40分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

○出席者

策定委員： 13名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、大原委員、橋本委員、増山委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：16名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、橋本委員、藤村委員、谷委員、田嶋委員、徳田委員、太田委員、林委員、西村委員、松井委員、田原委員、澤田委員、呉竹委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 宮治

事務局：平尾、幡野、吉川、築島

傍聴者：なし

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第13回会議録の確認について
3. 部会案「提言書に盛り込む具体的な内容」の発表
4. 部会案への意見出し
5. 意見の調整
6. 今後のスケジュール
7. その他
8. 閉会

■ 1 開 会

○事務局

これより第14回甲賀市自治基本条例策定委員会を開会させていただきます。

本日ご連絡をいただいております欠席の委員さんのお名前を申し上げます。市民委員といたしまして、第2部会の田村委員がご欠席ということでご連絡をいただいております。ほかご連絡をいただいておりますのは、市の職員の委員で、第1部会の藤田委員と今井委員が欠席ということです。第3部会は廣岡委員、古谷委員、森島委員、中尾委員の4名が欠席というご連絡をいただいております。

それでは、はじめにあたりまして、市民憲章のご唱和をお願いしたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

(市民憲章唱和)

○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、小林委員長に進行をよろしくお願いいたします。

○委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。今日は暑い中、お越しいただきましてありがとうございます。いよいよ夏本番な感じになってまいりましたけれども、皆様におかれましても、いよいよ今日からは各部会のそれぞれの案が出揃いまして、この委員会全体としての素案をどういう形でこれを整理していくかという、ある意味最終調整に近づいてきた作業になってまいります。

そういうことで、いよいよ熱い議論になろうかと思えますけれども、熱さのなかにもクールさを忘れずに、お互いに落としどころを探ってまいりたいと思えますので、議事進行についてはご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

■ 2 第13回会議録の確認について

○委員長

お手元にあらかじめお送りいただいております、第13回会議録の確認についてというところがございます。まず何かお気づきの点があればうかがいたいと思えますが、いかがでしょうか。

○委員

特になかったと思えます。

○委員長

それでは1点だけ、9ページのところですが、作業委員会の選出の話がありまして、そこでお名前が載っています。一方で、11ページを見ますと、市民の声を聴く会実行委員会については、「この5名の方に」という形で特にお名前が載っていないのです。会議録なのでしゃべったとおりにいえば、そのとおりのんでしょうけれども、整合性がどうなんだろうということがありました。基本的に会議録にはそれぞれの委員のご発言にお名前は載せないということもありましたので、9ページのところについても「ありがとうございます。それでは作業委員会の委員の人選をしていただきました」のあと「6人選んでいただきました」ということで、お名前のところを割愛させていただこうと思っております。もちろん各部会の委員名簿とか、この会議全体の委員名簿は別の形で当然載っていますので、この作業委員会、実行委員会についても別立てで委員名簿は出させていただくことになろうかと思えますが、会議録のなかでは

お名前は載せないという話になっていたかと思しますので削除させていただきたいと思うのですが、それでご異議ありませんか。よろしいですか。

— 同意 —

○委員長

後段と整合性を取るということで、そのようにさせていただきたいと思います。ほかに会議録について何かございますか。特にありませんか。

— 特に意見なし —

○委員長

それでは、第13回、前回の会議録は以上で確定とさせていただきたいと思います。

### ■ 3 部会案「提言書に盛り込む具体的な内容」の発表

○委員長

続きまして、いよいよ本番ですね。それぞれの部会から出していただきました提言書に盛り込む具体的な内容についてです。たくさんの議論をしてきていただいていますので、おっしゃりたいことはたくさんあるかと思うのですが、とりあえずこんな内容になりましたという、簡単にポイントはここですという説明を各部会5分ぐらいずつでお願いできればと思います。すべてについての言及は5分だとできないかと思うのですが、特にこのところがほかの部会と見比べてみると調整が必要になりそうだ、あるいはこのところが部会のなかでも特に意見のあったところで皆さんとも検討したいところだ、そういったポイントになるようなところを5分程度ずつご説明いただいてから、そのあと皆さんでの意見交換に入っていきたいと思います。

それでは、第1部会からお願いします。

○委員

皆さん、こんにちは。お暑い中ご苦労様です。第1部会ですが、全体からいいますと定義のところ「市民」とか「私たち」とか、そういったものの位置づけが、第1部会でもお話したのですが、なかなかきっちりまとまらなかったなので、この全体会議で議論して進めていきたいと思っています。

いろいろなところで表現方法をどうしたらいいのかということで、前文では「私たち」とか「市民」の定義づけをどうしたらいいかなというところでは、

2番の「甲賀市自治基本条例の位置づけ」では、ここはとても大事なところですが、これを最高規範にするのかしないのか、またはこれは最高規範ではないけれども市の軸となるものかということ、これも議論が分かれているところで、皆さんのご意見

を聞きながら進めたいと思っております。

項目がたくさんあって、「地域愛」「国際」「子ども」「高齢者」「障がい者」、これをあえて区別して条文化するのか、あるいは「市民」「人権」「福祉」「参画」に盛り込んでいくのかというところを、皆さんでお話していきたいと思っています。

委員が11名おりましたので1人1項目ずつ担当していただいたなかで意見がまとまっているのが、ここで皆さんに提示したもので、そのなかで「意見等」という項目は部会でお話がいろいろあったところです。

11番の「条例の見直し・推進」は、部会として漏れていた部分で誰も手がけてなかったのですが、先日、他の委員とお話をしましてこういう文面になっておりますので、これを基本としていろいろな議論をしていただけたらと思っております。

議論してもなかなかまとまらないと思いますが、最終的に行き着くところで決めていくものと思っております。おそらくいろいろな意見があると思いますが、ひとまず意見として出す意義はあると思っておりますので、一応、第1部会ではこのような形となりました。

意見をまとめるにあたっては、第10回の自治基本条例策定委員会の資料にございました「今までの議論から抽出された条例の盛り込みを検討する内容」をチェックしながら、皆さんの意見もチェック漏れがないように、これはどこなのかなというふうに議論しながら進めてまとめあげたものになっております。以上です。

#### ○委員長

ありがとうございます。そうすると、かなり部会のなかでいろいろと、ここはもう少し議論したいとか、意見が分かれたところもあったというお話でしたが、それぞれ出していただいている四角の枠に囲まれているのが、そのなかでいうと第1部会の皆さんの最大公約数的な形でまとまっていると。そこは一応だいたい合意がとれたかなというところですね。

「地域愛」「国際」「子ども」「高齢者」「障がい者」は、第1部会さんとしては、特出しをして条文を起こすつもりですか。

#### ○委員

そうです。ほかの市には、「子ども」はあったのですが「高齢者」「障がい者」はありませんでした。しかし、甲賀市は福祉のまちとして進んでおりますので、そういったことを細かく謳っていけば、よりよく市民の皆様にはわかっていただけるのではないかという想いで、このままあげていただきたいと思います。

#### ○委員長

わかりました。「私たち」とか「市民」はたぶん定義が必要になるだろうということもおっしゃっていただきました。

続いて、第2部会からご発表よろしく申し上げます。

#### ○委員

それでは第2部会について簡単にご説明をします。第2部会につきましては、前回会議の際にもご説明申しあげましたように、3つのワーキンググループにおいて6つの項目を分担して、それぞれワーキンググループのなかで議論をしながらたたき台の案をつくっていただきました。6月20日に、3つのワーキンググループでつくっていただいたたたき台を第2部会全体でもう一度意見交換をして訂正・修正を加えていくという形にしました。前回の会議で、ワーキンググループごとの表現にかなり差があるということで、どうしたらいいかということをご質問させていただいたところですが、いただいたサジェスションを参考にしながら、ワーキンググループのたたき台案についていろいろ訂正を加えた結果、それほど差がないような表現になったのではないかと考えています。

20日だけではワーキンググループ案についての意見交換がすべて終了しなかったため、もう一度、本来の会議以外に集まっていただきまして、最終的に第2部会の項目について部会案をつくりました。これにつきましては第2部会の全員が了承しているという形になっているのではないかと思います。

中身についてですが、第2部会は基本条例のいわゆる心臓部分の、まちづくりであったり、そのまちづくりのための組織であったり、というところを担当しておりますので、そういう意味では非常に活発な意見が出て、大変意義深い会議ができたのかなと思っています。

当然ほかの部会で担当されている項目との重複ということで、「協働」という項目を私どもは受け持ったわけですが、第3部会さんのほうでもよく似た「市民の役割と責務・権利」もありますし、そのあたりの調整といいますか、内容的には一度さっと読んだ感じではそんなに齟齬しているというふうには思えなかったのですが、表現とかいろいろなこと、あるいはどちらかを消して、どちらかに集約するとか、そういった調整は必要かと思っています。細々したことになりますので以上にとどめておきます。

#### ○委員長

ありがとうございました。ほかの部会との調整ということでいうと、この言葉遣いはほかと調整したいというところはございますか。

#### ○委員

今のところまだそこまで深い検討に入っていないので、申し訳ないのですけれど。

## ○委員長

わかりました。ありがとうございます。おそらくここでもきっと「市民」はどのようなふうに定義するのかと。例えば16番の「協働」に「市民、市民活動団体、事業者、市民など」というふうに並列であがっています。そうすると市民活動団体や事業者は市民には含まれないのか、ほかのところでは含まれているのか、こうしたところを今後議論して、どのようなふうなニュアンスで言葉を使っているかという議論が必要になってくるかなという気がいたしました。

では第3部会さんお願いします。

## ○委員

本日はご苦勞様でございます。第3部会から報告をさせていただきたいと思っております。18番から25番までを第3部会で担当させていただいております。第3部会ではこの条例の位置づけについて、甲賀市自治基本条例は暮らしやすい地域社会をつくるための条例なのか、それとも、まちづくり条例なのか、この2つの観点をお話いただきました。そのなかで第3部会として目指すものは、まちづくり条例であり、暮らしやすい地域社会をつくるための条例ではないという考え方のもとで議論をしました。

なぜこのような議論をするかという、これによって「市民」といわれる人の定義が大きく変わってくる可能性があったからです。これは文献等いろいろあって、自治基本条例はまちづくり条例であるという方向性の学者のご意見が多くみられるので、その方向性を尊重した考えでご協議をいただきました。

18番の「国・県との関係」ですが、全体会で「地域」を入れてほしいということでしたので、「国・県・地域」とさせていただいております。18番の項目1の「国・県との対等な関係」、これについては地方自治法の第2条第11項、第12項の趣旨に沿って対等な関係という、地方分権を意味した形で対等となっております。

2番目の「近隣自治体及び国・県等の連携協力」は、これも地方自治法第2条第15項の趣旨に沿って、1つの自治体でできないことは隣の自治体とも連携してやりなさいという、これは広域事務組合等を意味する部分でもありますけれども、そういう趣旨で入れさせていただきました。

19番の「情報共有・情報提供・情報公開」、ここで初めて「市民」という言葉が出てきます。この「市民」は何を意味するのかということです。正直、委員長からお話がありましたように、市民の定義づけがしっかりとできているわけではありませんので、今後これは共通した部分で条例のなかで定義づけをしていければと思っています。全国の自治基本条例を見ましても、「市民とは」ということで条例のなかで定義づけがされているのがほとんどです。そういうことから、当然整合性が出てきますので、ここでは一応「市民」といわれるものについては、地方自治法に定める住民、この住民というのは「市内に住所を所有する人で、外国人市民や法人も含む。それから市内の事業所に勤めている人、市内の学校に通学している人、あるいは市内で市民活

動や事業活動等さまざまな活動をしている個人や団体」という、かなり大きな市民を想定して「市民」という形になっています。ただし、例えば旅行者とか一時的に通過する方、あるいは一時的にここに来ている方、それは市民とは呼ばないと。そういう位置づけをさせていただいております。ただ、この部分は非常に難しいです。まちづくり条例とするならば本来これはおかしい形になっています。日本国民で参政権を得た人でないといけないという形になるので、そこはこれから論議を呼ぶ部分ではないかと思えます。

20番の「個人情報保護」は、このような表現にさせていただいております。

21番の「市民の役割と責務・権利」は、役割と責務と権利をそれぞれ別々にさせていただいております。

22番の「企業、企業者の役割と責務」は、企業が地域社会の一員であるということ、地域に根ざした事業者であるということ、その趣旨を書いております。

23番の「議会・議員の役割と責務」ですが、1番の「議会」については代議制の最高機関としてのあり方を謳っております。2番の「議員」については「夢と将来を見通す力をもって」、ここがオリジナルな部分になっております。これは議員見識に求められる姿をここで出そうということで、こういう形にさせていただきました。

24番の「市長等行政の役割と責務」は、「市長等」の「等」が何を意味するのかと。市長は当然首長ですけれど、「市長等」の「等」は、執行機関と補助機関の両方を含むということです。執行機関につきましては、この説明のところに書いておりますが、市長、農業委員会、選挙管理委員会、教育委員会など。補助機関というのは、市長の補助機関という意味で、副市長、会計責任者、職員、この方たちが補助機関となります。これらの方を「市長等」という表現で表しております。

項目の1で訂正をお願いしたいのですが、2行目に「市長等は市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民等の意見を聞き、適切に反映させます」という、「市民等」の「等」は、整合性から一切第3部会では「等」というのは使っておりませんでしたので、「等」の削除をお願いしたいと思います。

最後に25番の「市政の運営」ですが、2番目の「総合計画を策定して市政運営に努める」という部分は、地方自治法の改正で策定義務はなくなったのですが、甲賀市においては義務化という形のなかでこの条例で謳おうということになっております。3番目のいちばん下のほうに「市はその事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めます」という、努力義務に今の状態ではなっておりますが、地方自治法では「挙げるようにしなければならない」という責任義務になっておりますので、これは上位法が優先するので、この書き方では法律に違反する可能性が高くなっております。一部ほかの市町村でこのようなことが書いてあるところがあるようですが、上位法が優先しますので、法律違反になる可能性が高いので、「挙げるようにしなければならない」ということだと思えます。

6番目の「市は市民の意見を取り入れ、行政評価を行います」は、現在、甲賀市に

は行政評価委員会と教育行政評価委員会が設けられていて、行政評価についての取組みは法律上、任意になっておりますけれども義務的にやっているというところでございます。

以上、走ってお話し申しあげましたけれども、そのなかで本日、第3部会から提案というか、ご協議をいただきたい点がございます。25番の「市政の運営」のなかで住民投票という部分が、これまでの全体会では一度も住民投票をどうするのかというご意見をいただいております。今、住民投票につきましては、どこの自治体でも論議を呼んでいる部分で、自治基本条例のなかで住民投票を謳っている自治体が結構あります。

本来、地方自治では議会制民主主義が原則ですが、その代議制を補う制度として住民投票というのが置かれていると思います。この住民投票を今後どういう位置づけでどう扱うのかという部分が、自治基本条例のなかで何も協議をされなくてそのまま成案されるということはありません。

ですから住民投票につきまして、事務局から資料として「住民投票制度の調査・研究」というコピーを配っていただいておりますけれども、具体的に今はじめてこの内容を皆さんにお話しするので、勉強していただく時間がなくて、唐突な提案になりますけれども、この部分を皆様方でご協議をお願いしたいと思います。以上でございます。

#### ○委員長

ありがとうございます。第3部会さんからは、「市民」というのは、いわゆる住民だけではなくて、事業者とか通勤・通学されている方なども含めて幅広く市民と捉えて案をつくってみたというご説明がありました。今後、その「市民」についてはこのあと議論をしたいと思います。

### ■4 部会案への意見出し

#### ○委員長

今、全体の説明をしてもらったのですが、住民投票の話が出まして、そこも少し皆さんで議論してほしいというお話でしたので、住民投票について話をしていきましょう。今お手元に事務局で用意していただいた「住民投票制度の調査・研究」という資料を配っていただきました。それをまず見ていただきたいと思います。

これは神奈川県茅ヶ崎市の資料を抜粋してきたということですが、これに基づいて住民投票というのは何なのかというのを、少し皆さんで共通の認識をもったうえで、甲賀市の自治基本条例に住民投票制度を謳うのか、謳わないのか、謳うとしたらどういう形のをどこまで謳うのか、というところを議論したいと思います。

まず入れるか、入れないかを考えるうえで、では住民投票制度というのは何なのかというところを少し説明したほうがいいでしょうね。



今、委員がおっしゃったように、住民投票というのは、あくまでも間接民主主義、甲賀市でいうと市長さんと市議会、この両方を選挙で選んで、その選挙で選んだ代表を通じて行動するという間接民主主義が基本ですが、それを補う仕組みとして住民投票というのがあり得るということです。

1 ページ目を見ていただきますと、実は国の法律でもいくつかの場合に住民投票が認められています。1つは、憲法に基づく住民投票です。憲法95条では、特定の地方自治体のみに適用する法律を国がつくる場合、これは国の話ですけれど、国が甲賀市なら甲賀市だけに通用するような法律を特別につくろうという場合には、甲賀市民の意見をちゃんと聞かなくてはいけないということで、そこの自治体の住民の住民投票で賛成を得られないと、その法律はつくれませんよと。こういうふうな仕掛けがあります。昭和20年代にはいくつかそういうことが行われて、例えば広島平和記念都市建設法とか、そういう特定の事情をもった自治体に適用される法律がいくつかつくられました。これが1つ目です。

2つ目は、法律に基づく住民投票です。これはリコールというのをイメージしていただくとよくわかると思います。(1) 議会の解散とか、(2) 議員・長の解職というのはいわゆるリコールですね。直接請求をしたあと、本当にこの人をクビにするのかどうかというのを住民投票でやりましょう。これも法律上こういう規定がすでに書かれています。それから(3) 合併協議会設置の協議、もう甲賀市は合併していますから今後そうすぐに次の合併があるとは思えませんが、合併協議会をつくってくれよという直接請求が市民からあって、これをそれぞれの議会が、いやそんな合併協議会なんてつくらないよということで否決した場合に、有権者の6分の1以上の署名を集めると、それを投票にかけてくれということで住民投票ができるようになる。これも市町村合併特例法で規定されている制度です。

こういった形で国の法律でも、特別な事情がある場合には住民投票を行うことができるよ、行わなければいけないよ、こういうふうに定めがあるわけです。地方自治体では個々にそれを実施しているケースもあるわけですし、これが条例に基づく住民投票ということになります。

細かくいうと、条例で定めた特定の事案についてやる場合と、あらかじめ条例で定めた要件を満たしたら自動的にできる場合と2つあるのですが、では自治体でどういう場合に住民投票を行っているか。多いのは、合併をするかしないかの判断というので行われたケースで、これまでのところの8割から9割ぐらいはそうです。地方自治体が条例で住民投票をやった場合はだいたい合併がらみのものがこれまで多いです。それ以外に目立ったところでいうと、例えば徳島県のほうで吉野川河口堰の是非とか、あるいは新潟県の巻町で原子力発電所の増設を認めるかどうかとか、あるいは産業廃棄物の処分場を町長が認めていいのかどうかとか、そんなことで特定の、その地域にとっては大問題というような課題があったときに実施されているケースがまますみ見受けられます。

では、これは自治基本条例にどういうふうを書くのだろうねということになるのですが、2つのパターンがあります。2ページ、3ページを開いていただくと、それが個別設置型と常設型です。

個別設置型というのは、何か問題が起きたときに、この問題について住民投票をやってくれよというような気運が高まったときに、じゃあ住民投票をやるかということで別に条例を設けてやるケースです。つまり自治基本条例そのものに基づいてやるというよりは、住民投票が必要になったときに、新たにその問題について住民投票を行うため条例というのをつくるとというのが個別設置型です。

個別設置型は今でも特に自治基本条例に書いてなくても当然できるわけです。甲賀市において、もし今住民投票が必要だという話が大きくなってきたら、議会で特別にこの問題について住民投票をやりましょうという条例をつくっていただいたら、甲賀市でもこれは当然実施することができます。そういうことからすると、あえて自治基本条例に書かなくても、普通に議員さんから提案があるとか、あるいは市長が、よしこれは住民投票をやるかというとか、住民の皆さんから住民投票をやってくださいという条例の制定の請求が出てきたら、議会で最終的によしやろうと決めていただければできるようになる。これが今の資料の2ページに書いてあるものです。この場合は特別にわざわざ自治基本条例に書かなくてもできるわけですが、団体によっては書いているケースもあります。市の重大な事項については住民投票を行うことができる、ということをお知らせしているケースもあります。どういうときにそれをやるのか、そのやり方についてはその都度条例で定めるという書き方になっています。

一方、3ページの常設型というのは、これをやろうと思うと絶対に自治基本条例に書いておかななくてははいけない。つまりどういうことかということ、一定の条件を満たしたら否応無しに、有無をいわずに住民投票をやりますよというのが常設型です。例えば有権者の何分の一の署名があったらやるよとか、議会の何分の一の請求があったらやるよとか、市長がやるぞといったらたちまちやるとか、そういうふうに一定の条件が満たされたら住民投票をやりますよという場合には、これは条例に根拠として書いておかななくてははいけないのです。

今、皆さんで議論していただきたいのは、そういった形で自治基本条例に住民投票をやれるよということを書いておくのかどうか。その場合に、一定の条件を満たしたら否応無しにやる常設型の自治基本条例にしておくのか、それとも、やれるよということは書いておくけれど、実際にやろうとした場合には別に条例を定めてくださいという個別設置型にするのか。どちらがいいですかということをご議論いただいたほうがいいのではないかと。第3部会さんからの提案を受けて制度の説明をしましたが、そういうことになろうかと思えます。

第3部会さんとしては、どんな意見が出ているのでしょうか。

## ○委員

決定的な意見ではないのですが、住民投票については、できるということを条例のなかで謳ったほうがいいのではないかという考えが全体を占めているところです。ただ、常設型か個別型かというのは、そこまで議論をしておりませんので、ただ1ついえるのは、常設型にするということは、市長や議会に対して間接民主主義で代弁者としてお願いをしているわけですので、その執権の部分をかなり柔らかくしてしまう可能性が高いので、だいたい普通は個別型で、問題があったときだけその問題を条例に定めて市民の判断をあおぐというのが、間接民主主義の常道ではないかなという考えのご意見が多くありました。以上です。

## ○委員長

第3部会さんとしては、自治基本条例に住民投票をやることができると書いておく。ただし、それは常設型ではなくて、もし本当にやる場合には改めて別に条例を定めてやっていただく個別設置型のものになるような書きぶりで書いてはどうだろうか。こういうご提案だということです。

では、これについては今までどこでも議論されてきていないので、少し皆さんから、それはいかんとか、もっとこうすべきだとか、ご意見があればいただきたいと思うのですが、ちょっといきなりかもしれないかもしれませんが、いかがでしょうか。あるいは第3部会さんから補足説明でも結構ですけれど。

## ○委員

どちらにしても、これは「市民」の定義にもなると思うのですけれど、有権者の資格をどうするかということも非常に大きい問題だと思います。ですから、外国人の方にも認めるとか、市民でしたらここに住んでいる方以外も市民ということで、そこまで範囲を広げてしまって住民投票してしまうと、とんでもないことになる恐れがありますので、そのへんのこともよく考えてやらないといけないと思います。

## ○委員

今の部分については第3部会でも話が出ております。当然ここでいう住民投票をする人は誰なのかというと、本来の20歳以上の参政権を持った人ではなくて、市で独自に決められますので、住民投票できる人は18歳なのか、19歳なのか、あるいは外国人でこちらに居住しておられる方なのか、この部分については条例策定委員会は定義をする立場ではないので、これはあくまでも議会がこの条例を制定するときに住民投票ができる人の範囲というのは広く議論を呼んでいただく。こういうことになるかと思います。この委員会では、できるか、できないか、あるいは個別型を想定しているのか、常設型を想定しているのか、ここの議論だけでいいのかなと考えています。

#### ○委員長

先ほどの説明と関わるのですが、常設型だと一定の要件を満たしたらたちまち住民投票ができるというやり方なので、その要件をきちっと書いておかななくてはいけないのです。つまり住民投票の投票権者は誰ですよということも書いておかななくてはいけないので、今、委員がおっしゃったようなことを全部決めておかないと、住民投票をするとは書けないわけです。

ただ、個別設置型だと、第3部会さんの提案も個別設置型というお話でしたが、実際には住民投票をやるとういう場合にまた別の条例で決めるわけですから、その別の条例をつくるときに、では何歳以上にすればいいのか、外国人はどうすればいいのか、それは最終的に別に条例を定める機会でご判断いただければいいので、われわれのこの会議ではそこまでは書かなくて、あくまでも必要なときに甲賀市としても住民投票という選択肢もあり得ますよということが謳われているにとどまるわけです。そういうことで、今、委員がご懸念になったようなことをここで拙速で決めずにすむということになります。そういうこともあって、たぶん第3部会さんとしては個別設置型をご提案いただいたのかと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○委員

今、委員長さんがいわれたように、わざわざ基本条例に書かなくても今の状態でも普通に個別設置型というのができるのでしたら、書かなくてもいいという判断もあるわけですね。というのは、有権者の定義がはっきりしていないのに、やりますというのはちょっと勇み足みたいな感じがするので、私としては、なしでもいいのかなど。今の状態でもそれなりに不自由がない状態でしたら、いいのかなと思うのですけれど。

#### ○委員長

個別設置型であれば、あえて自治基本条例に書かなくても本当に必要なときにはまた別に議会で決めてやっていただくわけですから、今ここで無理に書かなくてもいいじゃないかというご意見でした。

第3部会さんからは、自治基本条例ではやはり住民投票ということは可能性としてあるということで個別設置型として書いておいたほうがいいのかというご意見です。委員からは、いやいや、別にそれは自治基本条例に書いてあろうがなかろうが別途条例を定めなくてはできないのだったら、わざわざ今書く必要はないじゃないかということで、2パターンの相反するご意見をいただいておりますが、ほかの皆さんのご意見はいかがでしょうか。

#### ○委員

住民投票については、あえて自治基本条例のなかに入れる必要はないと思います。というのは、甲賀市の人たちを見れば、争いごとを好むという人はいないですから。

例えばこういうものを入れますと当然「反」とか「対」になりますよね。そうすると隣の人が敵味方になる恐れもある。ですから、このような温厚な人たちの集まりの甲賀市のなかにおいて、私はあえてする必要はないと思います。

よほどのことで、甲賀市に原発を持ってくるとか、自衛隊基地を持ってくるとか、あるいはいろいろな問題があったときに今、委員長がおっしゃったようなことができるのであれば、あえて入れる必要はないと私は思います。やさしい人たちの集まりですから。

#### ○委員長

あえて書かなくてもいいのではないかというご意見でした。

#### ○委員

個別設置型か常設型かということは別として、このテーマを見ていただくと、個人情報保護にしろ、情報の公開にしろ、すべてにもともとの法律があったり、市に条例があったりして、そういう決まりのなかで運用されています。住民投票は、先ほど委員がおっしゃったように必ずしもけんかを呼び起こすというものではないと思うのですが、多様な意見を受け入れる1つの手法として、すでに地方自治法等で認められた制度であるわけです。そういったことが甲賀市でもできるんですよということ、あるいは、ほかの項目でいえば、こういう情報は公開しないといけませんよ、個人情報守らないといけませんよと、当たり前のことをもう一度書いておくということの必要性は、当初、委員がおっしゃったように、まちづくりの基本を示す条例であるということであれば、形は個別設置か常設かは別にしても、一定謳っておくのが望ましいのではないかと思います。

#### ○委員長

やはり基本的にできることというのは、ほかで決まっていることであっても、あえてまちづくりの基本を定めるような条例だからこそ書いておくほうがいいのではないかというご意見でした。

#### ○委員

住民投票制度の関係でございますが、条例のなかで謳っていなくても憲法に基づく住民投票という形もありますが、今、委員がおっしゃったような形で、できるということだけはあえて入れておいたほうが市民の方々にはわかりやすいと思うのです。条例が策定できた段階で条例を見たときに、こういうこともできるんだということを知っていただくという意味で、なにもけんかをするわけではないのですけれど、わかりやすいように、そういうのができるという文言を入れておいたほうがいいのかと思います。住民投票の種類とか、そこまではふれる必要はないと思うのですが、できる

ということを入れておくほうがいいのかと私は思います。

#### ○委員長

細かいことまでは決めなくていい。それは本当に必要なときにやればいいのでしょ  
うけれども、甲賀市にもそういうことをやり得る可能性はあるのだよということは書  
いておいたほうがいいのではないかというご意見でありました。

#### ○委員

先ほど副委員長は地方自治法に載っているからそうしているとかおっしゃって  
いましたよね。地方自治法があれば、そういうような方向づけをされれば、この自治基  
本条例なんて必要ないと思うのです。そこをどういうふうにご考えておられるか。地方  
自治法に沿って一定いけるのであれば、この自治基本条例というのは必要ないと思  
いますけれど。

#### ○委員長

地方自治法はもちろんあるのだけれど、法に書かれている以外にも、もう少し甲賀  
市は甲賀市としてのルールなり考え方なりを定めようということがあると、自治基本  
条例の必要性が出てくるのだらうと思うのですが、そのなかになにすでに法律に書か  
れていることも改めて確認として、これは甲賀市にとっても大事なことからもう一度  
確認として書いておこうという書き方でありだと思えますが。

#### ○委員

地方自治法で謳っていることは条例で全部謳えという、そういう趣旨ではありません  
ん。法律のなかで許される範囲内のものをまちづくりのなかでどう明記していくか  
という手法の話をしております。

委員さんがご心配いただいているように、住民投票をするとまちが二分されて、反  
対だ、賛成だということで、とにかく感情が先に走ってしまって、物事の賛否が後回  
しにされる可能性があるという趣旨はよくわかります。それほど大事な部分なので、  
住民投票というのは住民一人ひとりに問うという趣旨になっていると思います。

例えば川崎市の場合は、住民投票をどういうときにするのか、ここがいちばん大事  
な部分だと思うのです。法の権利でできるということを乱用してはいけないというこ  
とですし、あるいは間接民主主義を砕くようなこともしてはいけない。そういう趣旨  
から川崎市の場合は、2つの点のどちらにも該当する場合でなかったら住民投票はで  
きないという形になっております。1つは、現在または将来の住民の福祉に重大な影  
響を与える可能性のある事項。もう1つは、住民の間、または住民、議会、市長の  
間に重大な意見の相違が認められる状況などを踏まえ、住民に直接その賛成または反対  
を確認する必要がある事項。この2つに該当しないと住民投票はできないということ

です。

そういう意味から私どもが思ったのは、この条例は地方自治を進めていくまちづくりのなかで、あらゆることを想定された条例でなければならないと思っているのです。そのあらゆることとは何かというと、直接的に住民の皆さんに聞く機会をもつ事項が、これからの地方自治の10年先、20年先にあるかもしれない。あらゆる懸案事項を想定したなかで、せつかく規範とする条例をつくるので、このなかに入れてはどうか、こういう趣旨で議論をいただいたということです。

#### ○委員長

甲賀市の自治の基本を定める条例だから、現にそういうことは必要性がなくても、もしかして今後あり得るかもしれない。そういうあらゆる場面に備えて住民投票も行い得るのだということを入れてはどうかという提案だと、こういうお話でした。

#### ○委員

川崎市の例を挙げられましたが、川崎市の工業地帯の人口と比べて、これから人口減の甲賀市に住民投票がどれだけ必要となるものが起こるかどうかが。第1部会の方々が基本条例の見直しを4年に1回とかいっておられますよね。ですから見直しのときに、今後の対応策として住民投票を入れるべきではないかと。あえて今、何も問題のない、すばらしい甲賀市のところに、まちを二分するかもわからない案件が出た場合に、と思うだけであって、私は今のところは入れる必要がないと思います。

昔からいわれた甲賀市特有の甲賀郡中惣、それを思い出せば、みんなが意見を出し合って場を治めるといような、甲賀人のすばらしい手法があるわけですから、そこは委員の皆さんのご意見を賜ったらどうでしょうか。

#### ○委員長

委員はそういうことで必要はない、こういうことですが。

#### ○委員

新しいニュースでご存知だと思いますが、ウクライナのクリミアは住民投票で、ウクライナの国の一部であるにもかかわらずロシアになるか、ならんか今ややこしくなっております。住民投票というのは絶対にそういう大きい問題が含まれていると思うのです。自衛隊を引っ張ってくるとか、そういう立て札を立てたとか、これも大変かもしれませんが、もっと大きい、先ほどどこかの部会から国と同じレベルだという話も出ていますので、そんなことをいったら、まさに今どどん外国の方で日本に永住する方がうなぎ上りに増えているのです。このへんはまだ少ないのであまり気がつかないかもしれませんが、大挙して中国の方が2万人も3万人もここに住まれて、住民投票やりましょうとあって、ここを今度から中国に編入しましょうとなっ

たら、また問題になる可能性もあります。笑い事ではなくて、これは実際に起こっているわけですから。

ですから、有権者を誰にするかということをしつかりと決めてからでないと、住民投票ができると書いたら非常に危険です。書かなくても問題がなかったら、わざわざ危険なことを書く必要はないのではないかと改めて思います。

#### ○委員

反対の方のお話を聞かせていただくと、共通して、住民投票は危険なものだと、行き着くところはそういうふうになるとお考えですが、この住民投票はどういう趣旨でできたかという、要するに市長や議会の議員の方を選挙で選んで、その人に付託して、その人たちにまちづくりをすべて全権委任しているのですが、そのなかでどうしてもこれは市民に直接聞かないと住民の意思が反映できないという場合には、直接住民の声を聞くこともできるというのが本来の趣旨だと思うのです。

それがいつの間にか政争の具になってしまって、何々派と何々派でそれを解決するために住民投票する。どちらか勝ったほうがいい、負けたほうはだめという住民投票の悪い部分が結構出てきているのではないかと私は個人的に思っています。本来は住民一人ひとりの本当に重大な関心の部分を市長や議会に理解をしていただくための意思疎通制度であるというのが住民投票だと理解をしております。

そのために議会で歯止めができています。例えば個別設置型でしたら、議会の承認がなければできないわけですから、そこで何でもいから住民から聞いたらいいということにはなりません。これは甲賀市の自治基本条例のなかで、あらゆることを想定して市民が直接意見を表明する機会もあるのですよということを謳うということがいいのではないかと思うわけです。そういう趣旨であって、なにもまちを二分させるためとか、甲賀市民の感情を害するとか、あるいはこれによって転覆が行われるとか、そういう一方的な考え方のなかではなしに、もっと善意ななかで、市民の声を直接まちづくりに反映できる制度ということでご理解をいただければと思います。

#### ○委員長

ご発言が何人かの方に集中していますけれど、ほかの方でももしご意見があればうかがいたいと思います。

#### ○委員

私も第3部会でいろいろ議論したのですが、住民投票につきましては、今までは行政主導型の市政だったけれど、これからは開かれた市民自治なり、そういう行政運営になっていくなかで、住民の皆さんの意見を的確に把握していかないといけないだろうと思います。そういうことを考えますと、住民投票については、最高規範になるかどうかわかりませんが、自治基本条例のなかに根元だけを謳っておいてはどうだ



ろうかと。住民投票のやり方とか細部のことについては別途条例を定めるのですから、今いろいろ懸念されているようなことは、それを鑑みて条例をつくったらいい話ですし、住民投票というのは、今、全国で250あまりの自治基本条例を制定されているところがありますが、そのなかで多くの自治体で住民投票条例を制定されているということを考えましたら、やはり自治基本条例のなかに標準装備として住民投票を制定しておくというのは、私は賛成です。

#### ○委員長

委員からは、これは標準装備として備えておくべきだというご意見でした。お話ばかりしているわけにもいかないの、それでは1つ提案ですけれど、住民投票については案文みたいなものがないので、1つたたき台的なことを私が今から申しあげますので、次回までに皆さんで、それだったらどうだということ、今はいきなりのごことで面食らってご意見をおっしゃっていない方もおられると思いますので、ほかの皆さんに考えていただくということではいかがでしょうか。

先に案文をいう前に、なぜこういう案文を考えたかということ、今おっしゃっていただいているように、常設型で、特定の要件が揃うといきなり住民投票が突然発動されるというものはどうも皆さん望んでおられない。常設型がいいとおっしゃっている方は今のところおられないので、たぶんそうなのだろうと思います。

理屈としていうと、住民投票が必要になるぐらい意見が割れているときには、改めてそんな状況のなかで住民投票条例をつくりましょうというのはなかなか議会が通りにくくなって住民投票を実施できないケースもあるので、本当に住民投票が必要なことが出てくるのが想定されるのであれば、常設型で、平和なときにそういう条項をつくっておいたほうがやりやすい。それこそ政争の具にならずに住民投票にいけるといことは理屈としてはあるのですが、皆さんはそれを望んでいないということですので、そういうのはやめておきます。

ただ、実際に外国人がドッと来るのではないかというご懸念もありました。そういうことについてはここで今すぐに決められないので、そういうことが起きないようにもう少し精緻な議論をして有権者を定めておかないといけないと思いますので、それはこの条例ではなくて、別に条例を定めることによって実施していただく。そういう意味では個別設置型にせざるを得ないのだろうと思います。そのうえで案文を申しあげます。

「市長は」、これは発案者という意味ではなくて、「市長は」といっているのは誰が実施するかということですね。投票を実施する実務者の代表という意味で「市長は」ですが、「市長は、住民の意見を直接聞く必要があると認められる場合には、別に条例を定めることによって住民投票を実施することができる」。要するに、可能性として住民投票というのもあり得なくはないのだよと。標準装備として何らかの言及はしておこうよという意味で言及はしているのですけれど、実際にやろうと思ったら、ま

た別に条例を定めなくてはいけないわけですから、そこでその条例を定めるときにし  
っかり、どういう人が投票すべきなのかとか、本当にこれは住民投票が必要なケース  
なのかどうかとか、そういうことについては実際にその場面で議論していただかない  
と条例は定まらないので住民投票は実施されない。そういう意味では、今、危険だど  
うご懸念をいただいた方々の意思も汲みつつ、でも、まったく言及しないのもどう  
だという方々のご意思も汲みつつ、このへんが落としどころになればなという意味で  
ご提案をさせていただきましたが、いきなりこれを今日決めるは無理だと思いますの  
で、皆さん持ち帰って次回までにご検討いただければということです。今この議論だ  
けをしていると今日なかなか大変なので、今日の時点ではここで一旦打ち止めとさせ  
ていただいてもよろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

ご提案いただきました第3部会のみなさんは、とりあえずいいですか。

— 同意 —

## ■ 5 意見の調整

○委員長

では、住民投票についてはこれくらいにしまして、いろいろとほかのところを見て  
みますと、調整をしないといけないところが多々あります。

まず、いちばん大きいのは、これまでもずっといわれてきたことですが、「市民」  
です。それぞれこれはどういう意味合いで、どういう人たちを含んで「市民」という  
言葉を使っているのかということです。どうもこれはだいぶん違っているようなので、  
これは場合分けをして、このバージョンの市民と、このバージョンの市民というふう  
に区別をして、そこが読み取れるように書き換えていく必要があるのかなという気が  
します。

各部会さんからそれぞれ、「市民」という言葉が出てくるところについて、ここ  
では誰を想定していますというのを、そこまで想定ができていませんというケースもあ  
るかもしれませんが、どういう人を意図して書いていますよということをいっていただ  
いてもいいでしょうか。

前文からですけれど、前文のところ「市民」とあるのは、誰が想定されています  
か。「私たち」と「市民」はここではイコールなのか、そうでないのかも含めてお教  
えいただけますか。第1部会の議論としてはということで結構です。

○委員

前文の「私たち」というのは、行政、議会、市民、組織、事業所などすべてに関わる表現をするのか否かというところで、議論がまだなされていない状態です。同じく「市民」も、有権者は関与するのか、外国人でも市民なら市民に位置づけるのか、そのあたりは議論が決着つかないまま、全体会議で皆さんに議論を求めたいというところで、部会としてはまとめきれておりません。

#### ○委員長

何となく読むと、「私たちは」というのが主語で、述語が「甲賀市自治基本条例を制定します」なので、いっている「私たち」は甲賀市の有権者でないと、制定するのは最終的には議会が制定いただくわけですが、文言として整合性がつかなくなります。ここではたぶん「私たち」は有権者なのだろうと思います。

ただ、そのあとの「市民一人ひとりがこういうことをやっていってくれよ」という部分については、この「市民」は有権者以外の人々、子どもとか、外国人とか、事業所とかも含めて、ちゃんと自覚をもってやりましょうという意味なので、必ずしも限定されないのかなという感じは受けますが、第1部会としてはまだそこまで議論が深まっていないということですね。

#### ○委員

文章としては整理してはいますが、「市民」の特定というところの議論は整理できていません。議論しましたけれど、答えが出ていないということです。

#### ○委員長

そうすると、このあとのところも全部そうですか。

#### ○委員

全体もそうです。

#### ○委員長

わかりました。では先にほかの部会さんに聞いたほうがいいかもしれませんね。

第2部会さんは、12番の「安全・安心のまちづくり」に「市民は」と書いていただいているのですが、この「市民」は誰でしょうか。

#### ○委員

この「市民」は、先ほど第3部会が説明されたような「市民」の概念に近いのではないかと私自身は考えております。ただ、それが第2部会の共通認識に至ったかというところ、まだそこまでは至ってなかったかなと思っています。結局、ほかの部会さんとも整合性をもつような形でということ使っています。ただ、「市民」と「住民」の

言葉の使い分けはやっているかと思うのですが。

○委員長

言葉の使い分けはやっているとする、13番に「地域住民は」とあって、ここでいっている「住民」はもう少し限定的なものだという理解でしょうか。

○委員

そうですね。ここは区や自治会の活動になりますので、「住民」は結局そこに住民票を有している方が中心になるということだと思うのですが。

○委員長

その地域に住民登録されている人ということですね。

第2部会では、部会長さんの感触としてはそんな感じで皆さんだいたい合意がとれているかなというところでしたが、部会の皆さんは、私はそういうつもりじゃなかったというのがありますか。特に反応がなさそうですけれど、反応がないとすると、ちょっと確認したいのは、16番の「市民」は、先ほど委員がおっしゃったように、住民、事業者、団体、通勤・通学してこられる方もひっくるめてというお話でしたが、そうすると「市民、市民活動団体、事業者」と並べると、市民、市民の一部、市民の一部という、二度市民が出てきているような、そこは並列にすると具合が悪いのかなと、細かい話で恐縮ですけれど、思ったりしますが。

○委員

ここはすごく皆さんで悩みました。悩んだというのは、「協働」というのは、一般には市と市民の方が一緒にすることが協働だとよくいわれているのですが、原点に戻って協働とは何かと考えると、市民と市民も協働だし、市と市民も協働だし、いろいろな協働があるなかで団体と市民も協働だし、というようなことを考えたときに行き着いた先が、前々回の全体会議のときに、「市民」の定義はみんなで考えないといけないという話が出ていたので、そこに従おうという形になったのです。

だから「市民」というのは、人を指すと思うのですが、「市民活動団体」というのは、その人たちが活躍している例えばボランティア団体とかNPO団体とかそういう団体を指すのであって、「事業者」というのはお仕事先、いわゆる事業者とか企業とかであり、そして、最後に悩んだのは「市議会」です。市議会もどのような協働になるかというのはまだわからないという話もあったのですが、協働に入れるべきところだろうということで入れさせていただいたので、今、「市民」の一定の定義を決めていただいたら、ここの「市民」はそういうふうに読み替えさせていただいて、あとは別の団体とか事業者とか議会というので振り分けさせていただきました。

### ○委員長

そうすると、市民活動団体とか事業者とかがもし大きな「市民」という定義に含まれるのだったら、それはそれで「市民、議会及び」という形でいいだろうし、もしそれが個人しか含まないのだったら、市民活動団体とか事業者は特出しで書いておきたいという意味ですね。ありがとうございます。

そうすると第2部会さんのなかでも16番でいっている「市民」と12番でいっている「市民」は違うということがわかりました。

第3部会さんは先ほど、19番でいっている「市民」は、住民、通勤・通学、事業者、団体、法人なども含むといただきました。これはそのあとも全部そういう理解でいいのですか。21番の「市民の役割と責務・権利」で出てくる「市民」もそういう認識でいいでしょうか。

### ○委員

第3部会では「市民」という言葉は、21番の「市民の役割と責務・権利」に集中しているのです。ここで、では市民はどうしなければならないかということが謳われていて、「市民」といわれる部分はここで総括的に出てこないといけないのです。そのなかの責務が「市民は生活をしていくうえで必要なルールを守ります」ということなので、この市民が狭義な、狭い部分の市民になってしまうと、ルールを守る人は一部の市民として認められた人だけで、例えばここの学校とか事業者に来ている人は治外法権で、甲賀市のルールは守らなくてもいいと。これはあくまでも極論ですけども、そういうことがいわれてしまうので、この「市民」はやはり総括的な部分でないと、甲賀市のまちづくりは、日本国民でここに居住をしているだけの人が甲賀市民といわれてまちづくりを進めるには、あまりにも意味合いが小さすぎるということから、実は「市民の役割と責務・権利」でそういう考え方が出てきたかなと思います。

### ○委員長

ということは、第3部会さんであげている「市民」というのは、すべての部分で事業者とか通勤・通学の方とかも全部ひっくるめた概念であると。ただし、先ほどおっしゃっていたように、たまたま通りがかった人とか、遊びにきた人とか、そういうたまたま来ているような人は含まないということです。ちなみに、この委員会のためだけに来ている私みたいな人は市民なんでしょうか。そのへんは曖昧かもしれませんね。市民でないのかどうかわかりませんが。

先ほどの住民投票みたいな、投票権がという形での明確な授権、権利を与えるということがあると、私みたいな、市民なのか市民でないのかわからない立場の人がいるのは定義としては具合が悪いわけですが、そういう具体的な権利関係が生じないのなら、もし私がここで例えば甲賀市のまちづくりに積極的に関わる権利をもっていようがいまいがあまり関係ないですよ。今、積極的に関わっていますけれども、それで

別に権利がないといわれても、個別に委任されればやってもいいでしょうし、そういうことであまり大勢に影響がなければこの程度の定義でも十分もつだろうというふうに思います。

では第3部会でいう「市民」の定義は一応わかりました。部会の皆さんのなかで、私はそういうつもりではなかったという方はないですか。

そうすると、第3部会さんの「市民」の定義はある程度はっきりしているようなので、それと見比べて、ほかの部会さんの「市民」が同じ定義で全部読めるかどうかを確認していただくという作業がいちばん手取り早いかなと思います。

第2部会さんの12番はそれで読めそうだという話だったけれど、もし逆にそういう定義にさせていただくのであれば、「協働」で特出しされている市民活動団体や事業者はこの「市民」のなかに含まれるので、特出しはしなくてもいいのかなと。ただ、もちろん説明のところで、「個人の市民だけではなくて、市民活動団体や事業者も」ということを説明で入れていただければ読めると思うので、いけるのかなと思います。

ということでいうと、まだ定義が定まっていないのが第1部会さんのところになるのですが、第1部会さんの「市民」はこの定義でいけるのか、この定義でいけないとすると別の言葉に置き換えていったほうがいいのかということを考えていきたいと思います。

前文のところでは、「市民一人ひとりが郷土愛をもち、まちづくりの主演としての自覚をもち、主体となって市民自治に取り組むために」と書かれているので、ここでいっている「市民」は、一人ひとりというと、厳密にいうと事業者とか団体は一人ひとりといえるかどうか難しいですけど、甲賀市に対する愛をもって甲賀市の市民自治に取り組むためにこの条例をつくっているのだということころは大丈夫ですかね。

## ○委員

それは大丈夫ではないです。地域の活性化には多種多様な人が集まっていたいて、それが活性化だというのはよくわかります。排他的ではだめだし、いろいろな人がいろいろなところから入って、それで活性化する必要があるというのはよくわかります。ただ、線を引いておかないといけないと思うのです。

前文では、最後に「条例を制定します」ということですから、誰が制定するのかというと、日本国民の、日本人の住民、ここの地域に対して納税の義務とかいろいろなサービスを受ける権利、義務と権利をもった住民。決めることはその住民が決めて、参画していただくのはいろいろな地域の方とか外国人の方とか住所のない人とかでもかまわないのではないかと思います。でも、いろいろ決めることとかは、というのは、やはり住民のセーフコミュニティとって安心・安全をやっていますけれど、地域の安心・安全というのは、浮浪者みたいな方が増えたり、外国の方が増えるとどうしても不安になったり、安心・安全ができなくなる可能性が高くなると思います。ですからわれわれがそういうことを制定する。そして参画していただくのはいろいろな人に

参画していただく、そういうスタンスが本来の姿でいいのではないかと思います。

○委員長

そういう意味で「制定します」の主語になっているのは「私たち」なのです。だから「私たち」というのは、有権者、甲賀市民、いわゆる住民だろうと。条例を制定するのは当然議会ですから、そうだろうというふうに先ほど私も申しあげたのですが、そのなかで「郷土愛をもち、まちづくりの主演としての自覚をもち、主体となって市民自治に取り組む」の主語になっている「市民一人ひとり」のこの「市民」というのは、今、委員がおっしゃったようにいろいろな人たちにも参画していただきたいということという限定されない市民で、そこで「私たち」と「市民」という言葉を使い分けて読めればいいのかというふうに思ったのですが。

○委員

そういう意味です。

○委員長

では「私たち」という言葉で書かれているのは、主権者といいますか、要するに20歳以上の甲賀市民、3カ月以上甲賀市に住所を置く、日本国籍をもつ市民ということになるのでしょうかけれども、前文で使われている「市民一人ひとりが」というところの「市民」というのは、限定されていない、通勤・通学して来ていただいているような方たちも含めて協力していただこうと、こういうことでよかろうということで、ここは大丈夫そうですね。

○委員

先ほど「市民」のなかで、事業所も「市民」に入るといってお話があったと思うのですが、セーフコミュニティもそうだったと思うのですけれども、有事の際は各々の役割分担といいますか、市民ができることとか、事業者ができることとか、いろいろなところがあると思うのです。「市民」というのは、私的にはお一人おひとりというのは当然ですが、通勤・通学の方も含まれると思うのですが、ちょっと事業者とかは感覚的に違うのかなと思って、大きな会社は本社が違うところにあたりして、都合が悪くなったら撤退をすとか、すごく流動的なところがあったりとか、そうしたら通学もそうだし通勤もそうだという話になると思うのですが、役割というのは一人ひとりという感覚とは少し違うのかなと思うので、そのあたりはどうかなと思いました。

○委員長

そうすると、これはほかのところにも全部関わってくるわけですが、事業者とか市

民活動団体、あるいはいろいろな法人、こういうものも全部ひっくるめて「市民」というふうに考えていると、今おっしゃっていただいたように、個人としての市民で限定されて、団体や法人、企業みたいなものは除けて考えたほうがいい場面があるよということだと、もしかするとこれは分けて考えたほうがいいのかもかもしれませんね。

「市民」というのは団体や法人、企業、事業者などを除くのであれば、ちょうど幸いにして22番には「企業・事業者の役割と責務」があります。それから市民活動団体についてはまた別に17番にありますので、そういったものについてはまた別個でそれぞれの役割なり責務なりが定義されているので、除いて、「市民」というのはあくまでも個人であると。通勤・通学として来られる方とか、ここで事業を営んでいる方とか、そういう方は含めますけれど、あくまでも個人であるという定義でいったほうが理解しやすいのではないかということになります。

そういう問題提起と受け止めますと、第3部会さんは全部この定義でいけそうだという話をしていましたけれど、そういうところも区分けをして、「市民」が個人だけだとすると、必要なところにおいては「市民及び企業」とか「市民及び事業者は」みたいな形に別立てで書いたほうがよくなっていくかもしれませんが、そこはどうしましょうか。

#### ○委員

委員がおっしゃるとおりです。実は「市民」の定義が3パターンあって、ここの住民、通勤・通学の人、NPO、企業、この5つを含んだものが「市民」といわれるパターンと、それから個人、要するに住民と通勤の人と通学の人、この3つを含んだパターンと、もう1つは住民だけで、通勤も通学も企業も関係ない。この3つのパターンのいずれかに該当すると思うのです。

事業者というのは、当然本社があってここに滋賀工場なり甲賀工場があるとかいろいろあると思うのですが、事業所に勤める人というふうに読み替えなければいけないと思うのです。事業者というと、その工場長か社長かという話になって事業主になるので、そういう形の部分とそこに勤める人と、解釈が2つあると思うのです。では通勤者といわれる部分と事業者といわれる部分が重複していると思うのです。だから通勤者があって事業者もあると、これはなんだという話になってくると思うのです。その解釈をもう少し整理しなければいけないと思います。

#### ○委員長（板書しながら説明）

今、委員がおっしゃっていただいたのは、住民というのは、満20歳以上で3カ月以上在住の日本国籍をもった人、こういう住民というのがあると思うのです。これを市民というケースもあるわけですが。この外側に、未成年の人がいます。これも自治体によって16歳とか18歳とかで住民投票をさせていたりしますけれど、こういった人がいたり、あるいは外国籍の住民がいます。これも住民登録という意味でいうと



今は住民登録も同じ仕組みになりましたから外国籍の方もいらっしゃる。それから通勤してくる人、通学してくる人。場合によっては甲賀市に土地を持っている人もいらっしゃいます。今はここには住んでいないのだけれど、土地所有者とか、もっという本籍はあるけれど今は大阪に住んでいるような方もいるでしょうね。個人事業主も通勤と似たような話かもしれない。これらはあくまで個々人ですね。ここまでは人です。

この外側に、さらに地縁団体があります。区・自治会とか自治振興会とか広い意味でいうと地縁団体になります。土地に由来する団体です。市民活動団体、これはNPOという法人格をもっているところともっていないところがあると思いますが市民活動団体。あるいは事業所ですね。法人という言い方をしてもいいのかもしれないし、企業という言い方をしてもいいのかもしれない。こういったものも甲賀市にご縁があって、いわゆる企業市民という言葉もありますし、行政ではない議会でもない立場でまちづくりに加わってくださいなという人々です。法人というのは、法律上は人格をもっているということになってはいますが人ではないですよ。こういったものもあるわけです。

今、安全・安心のところでは外枠のこれらも全部ひっくるめて責務を負ってほしいというのが、たぶん先ほど委員がおっしゃっていたところだし、委員のおっしゃっていた定義でもこのへんも全部含めて「市民」といってもいいのかなという話でした。先ほど委員がおっしゃっていたように、こういう団体として関わるのと人というものとは違うのではないのかということで、赤枠でかこっている定義もある。

それから第1部会さんの「私たち」というのは、この青枠でかこっているのが「私たち」なのでしょうね。したがって、この作業には加わっているけれど小林は含まれていない「私たち」です。という、この3つぐらいが今あるよということです。

これらと同じ言葉を使っていると具合が悪いので、それぞれに言葉を、全部ひっくるめたものと、赤枠のものと、青枠のものと、言葉を分けて書いていくことによって、皆さん誤解がなく意味が通るようになるだろうということです。

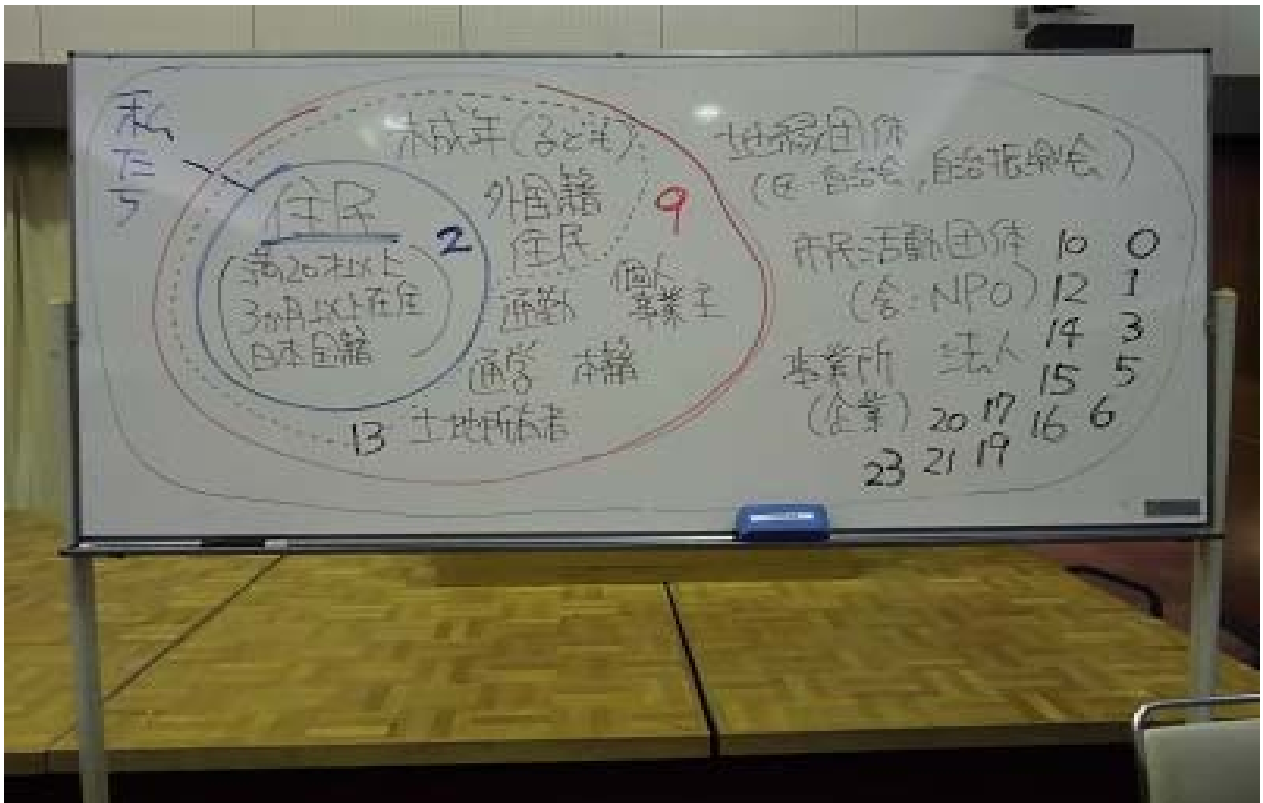
だから、定義の話が最後にきた意味がようやくわかりました。こういう話は、誰に何を求めるのかというのがないときにこの話をしてもしんぷんかんぷんなわけです。今、具体的に「市民」にこれをやらしてもらおうという話が出てきたときに、この青枠の「市民」にやらしてもらおうものと、赤枠の「市民」という、その違いが出てくる。それは言葉の定義をしていかないと意味が通じません。だから定義の話はあとですとしてきたわけです。

さあ、ちょっと授業みたいなことをしましたが、では、どうやっていくのがいいかなということです。

12番とか16番では、ホワイトボード全体を「市民」というのであれば、赤枠のところは例えば「個人」とか、前文のところでも「市民一人ひとり」ではなくて、「一人ひとりの個人が」みたいな言い方で「個人」という言い方をするというのも手かも

しれません。

あるいは赤枠のところを「市民」というのであれば、12番とか16番のところはこういったものを「市民及び各種団体や事業所」とか、そういう言い方で「市民及びなんとか」という言い方を常にするというふうに定義づけたほうがいいのかもかもしれません。そこはどちらがいいかというところです。どちらがいいのかを決めるのは皆さんです。



### ○委員

先生の授業は非常によくわかりましたので、そのとおりだと思います。ところが1番から25番まで全部すると、この3つのパターンの全部に共通するということはできなくなると思うのです。青枠に該当する部分と赤枠に該当する部分と外枠に該当する部分があって、ひとくくりでこの「市民」はこれですということができなくなったということです。そこが今回の授業でわかったということです。これは大きな前進だと思っています。

だから、よその条例は全部「市民」をひとくくりにしてはいますが、しかし、「市民」は3パターン全部違うはずなので、基本の「市民」はここに置く、何番の「市民」はプラスαの部分ですとか、そういう明記方法をどうするかという議論で考えたほうがいいのかと思います。条例のなかで「市民」と「市民に関わる部分」の定義づけをピシッと一回議論していただいたほうがいいのかと思います。

### ○委員長

2つやり方があるのです。この3パターンあるよというところまでは皆さん納得ですか。これ以外のパターンもあるよ、これ以外のくくりもあるよという人はいますか。今のところ大丈夫そうですね。今まで皆さんが使っている「市民」はこの3パターンのどれかに当てはまりそうですね。でもこれ全部をそれぞれ「市民」といっていると議論が混乱するので、どれかを「市民」といったら、それ以外のものはとりあえず「市民」とは呼ばないというふうに言葉の定義をしていかないといけないわけです。

いわゆる有権者というか、いちばん狭い意味での「市民」は、「住民」という言い方も出てきていますし、前文では「私たち」という言い方もありますから、これはそういう形で置き換えが効きそうですね。これはそういう言葉で表しましょう。今のところは「住民」と「私たち」の両方をとりあえず使っています。前文あたりでは「私たち」というほうがきれいに聞こえますし、これは両方同じものですよということを理解しておけばいいのかなという気がします。

問題は、赤枠を「市民」というのか、それともホワイトボード全体を「市民」というのか、どちらだということです。これは2パターンあります。先ほどいったように、赤枠を「個人」という言い方でいって、ホワイトボード全体を「市民」という言い方をするのを、仮にこれをAパターンとしておきましょう。赤枠を「個人」、ホワイトボード全体を「市民」という言い方をする。むしろ赤枠を「市民」といって、ホワイトボード全体は「市民等」という言い方をする。この「等」が入っているか入っていないかで区別をする。こういうやり方もあると思います。よその自治体を見ていると、そんな2パターンぐらいかなと思いますが、これはどちらでもいいと思うのです。どちらか決めてください。そうすると議論がだいぶすっきりすると思います。どうしましょう。これが今日のハイライトです。ここが乗り越えられると、だいぶこのあと楽になると思います。

#### ○委員

ちょっと勉強しまして、甲賀市議会基本条例を見ましたら、市民の定義というのがありまして、「市民とは、市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、並びに市内で活動する人、団体及び事業者をいう」ということです。そうするとAパターンになりますので、もし整合性を取ろうとしたら、条例というのはいろいろな整合性がないとおかしいので、それがいいのではないかと思います。

#### ○委員長

議会基本条例との整合性ということを重視すると、パターンA、ホワイトボード全体が「市民」で、赤枠のところは「個人」。個人という言葉がいいかどうかかわからないですが、こちらに何か別の名前を与えるというやり方のほうがいいのではないかと思います。というのが委員のご発言でした。

○委員

勉強不足で議会基本条例を読んでないのですが、ほかにもそういうふうな共通するものは、条例化されているものに従うようにつくっていくべきなのでしょうか。

○委員長

必ずしもそうではないと思います。すでに条例があるものというのは、情報公開とか個人情報保護とかそんなものはすでに条例があるわけです。でも改めて自治基本条例のなかでも謳っていこうということがありますよね。そこに新たな意味を加える場合によっては情報公開条例とか個人情報保護条例のほうをもしかすると変えてもらったほうが良いというケースもあり得るわけです。だからここは皆さんが甲賀市の自治のあり方としてどうあるべきかということを考えていただければいいので、既存の条例に全部縛られて、そこに書いてあるものはそのとおりでなくてはいけないということではないと思います。ただ、異なった定義がそれぞれ条例ごとにあるというのは市民にとってもわかりにくいと思いますので。今、「市民」とうっかりいってしまいましたけれど、この条例を読む人々にとってはわかりにくいと思いますので、そこはできるだけ整合性を取っていくようにしたほうが良いと思います。

だから、すでに議会基本条例があるからそれを尊重して、こちらではこういう言い方をしましょうというのなら、それでもいいと思いますし、また逆に、今後この自治基本条例が、甲賀市にさまざまな条例があるときのその整合性を取っていくベースになるのがこの基本条例だよということであると、ここで定義したものに従って今後ほかの条例の見直しの際には混乱が生じないようにほかの条例の見直しをしていただくとということでもいいのです。

○委員

私は後者のほうだと思います。

○委員

私個人の考えでございますけれども、赤枠の部分を「市民」ということで、企業等につきましては「市民等」というなかに入ってきたほうが良いのかと思います。といいますのは、その根源という形になってくるかと思うのですが、法律的には「人」というものの定義のなかに自然人と法人というのがあります。個人と法人を2つに分けた形で「市民等」の「等」のなかに企業等を入れていったほうがわかりやすいのかなと思います。

○委員長

おそらく最終的にこれを条例にするときには、われわれが提言を出しても、市の法務担当の方が条例としてどの言葉のほうが正しいか、適正かということで判断をいた

だくことになりますので、とりあえず今、AパターンでもBパターンでもいいので、どちらかに仮置きをしておいて、またそれを最終的に直していただくということだと思います。

その議論は申し訳ないけれどあとに送っておいて、とりあえず今出ているそれぞれの条文の、前文でいう「私たち」は青枠で、「市民一人ひとり」といっているその「市民」は赤枠だろうと。一人ひとりというのだから赤枠だろうというご意見が先ほど出ていました。そうやって、ここで使っている「市民」はどっちだというのを振り分けていきたいと思いますか。

○委員

今、3つのくくりがありますので、組み合わせると $3 \times 2 \times 1$ で6つあるわけです。つまり、そういうことが考えられないか、この文章のなかであるかどうかわからないのだけど、今3つの表現ですが、例えば外枠と外枠みたいな組み合わせで、ここに「市民」が存在しないかどうかの確認も必要ではないですか。ここの全体を1つの枠としたときに、3つの枠があるから、組み合わせは6つあることになりませんか。

○委員長

いや、なりません。

○委員

いちばん外枠と真ん中の枠と組み合わせた「市民」というのはないのかどうか。

○委員長

いちばん外枠のなかに真ん中のも含まれているのです。

○委員

はい、わかりました。

○委員長

全部を含んでいるのが黒枠です。

○委員

住民を除いた「市民」はないということでしょう。そんなことがあったらおかしい。

○委員

いえ、文章表現がそういうものが出てこないかということを確認する必要がないかということです。

○委員長

それは、そういうのがもし出てきたときに考えることにしましょう。

とりあえず暫定的な言い方で、青枠、赤枠、黒枠ということにしましょう。皆さんのそれぞれ出していただいたものは、どの枠なのかというだけいっていただければいいですかね。

前文でいっている「私たち」は青枠ですね。その次がどちらかよくわからない。「また、市民一人ひとりが」の「市民」は赤枠なのか黒枠なのか、どちらですか。最初に考えた人の気持ちをまず聞きましょうか。

○委員

担当した委員は今日欠席ですが、おそらく黒枠だと思います。

○委員長

とりあえず、0番の前文でいっている「市民」は、「市民一人ひとり」という表現は、「それぞれの市民が」とかに直していただくといいでしょうけれど、「それぞれの市民」というのは団体、NPO、事業者、法人とかもとりあえず今甲賀市にいる間は少なくともそういう責任をもってくれというふうな意図でここは書いてあるということですね。

前文の下から3行目の「市民相互の」も、全体を含んでいるというふうに理解して大丈夫そうですね。とりあえず前文はそういう理解でいきましょうか。

次に1番の「基本条例の理念・目的」で書かれている「市民、市（議会）がそれぞれの」、これは「市議会」と使っているところと「議会」と書いているところがありますので、これはまた言葉を調整しないといけないと思います。「市」という言い方と「行政」という言い方もありますから、これも調整しないといけません。これは簡単にできると思うので、とりあえず今は置いておいて「市民」の話ですが、1番でいっている「市民」というのは黒枠でいいですか。

○委員

はい、黒枠です。

○委員長

「この条例はこれからの甲賀市のまちづくりにおいて、市民の目線での理想であり、目標を述べたものである」、これは青枠ですか。

○委員

そのへんはまとまり切れていません。

○委員長

もし青枠をいっているのであれば、述べているのは確かに条例を制定した人が述べているということですので、「述べたものである」の青枠かもしれないですね。とすると、ここでは「市民」という言葉ではなくて、「私たち」の言葉に置き換えてもらうといいのかもしれないですね。「私たちの目線での」とする。「地域愛」のところも「私たち」と書いてあった気がしますね。

3番の「まちづくりの主体は市民であり、市民自らが次に掲げる甲賀市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動する」、ここでいっている「市民」はどうでしょうか。お互いを尊重するとか、お互いの理解を深めようとか、お互いに支え合おうとか、これは法人とか事業者とかも含めて、お互いに尊重したり、支え合ったりするのですか。それとも人だけですか。

○委員

黒枠です。

○委員長

4番は条文で扱うのではなくて、前文や理念のなかに書き込むということで、ここには「市民」という言葉は出てきませんね。

5番の「地域愛」ですけれど、ここで「私たちは」といってしまうと、「先人が長年にわたって培ってきた歴史と文化に誇りをもつ」のは有権者だけになってしまって、それこそ通勤・通学して来ている人とか、外から引っ越してきた外国人の方とかは、甲賀市の歴史や文化に対して慈しんでくれなくなってしまうような気もするのですが、どうでしょうか。ここは「私たち」でいいですか。「それぞれの立場で地域課題の解決に向けて取り組む」のは。

○委員

あまり深く考えてなかったもので、文章的に大切だという形をいったので、黒枠だと思います。

○委員長

では、ここは「私たち」という言葉を今後どうするかは検討課題ですけれど、とりあえずこれを全部ひっくるめて「市民」なのか「市民等」なのかわからないですけれど、文章的にしっくりくるような言い方に書き換えないといけないですが、そういうものをあてることにしましょう。

6番は、「市民が多様な文化とふれあうことができる環境を整える。市民及び市は多様な文化が共存できるまちづくりを推進する」、ここでいう「市民」は。

○委員

黒枠です。

○委員長

7番は「子ども」なので、「子ども」が未成年者全部を指しているのかどうかよくわからないですが、とりあえずいいですね。

8番も「市民」という言葉は出てこない。

9番も出てこない。ここでは「住民」という言葉が出てきました。「等しく地域住民として個人の尊厳と権利が尊重される」ということですが、障がいの有無にかかわらず尊重されるのは地域住民としてだと、仮にこれだけを「住民」というと、子どもとかは困ったことになるので。

○委員

赤枠です。

○委員長

そうですね。赤枠になりますね。

10番は、「市及び市民は生涯を通じて学ぶこと。そういう環境をつくる。温かい教育環境づくりを目指す。日本を愛する人づくりを目指す」、これは黒枠でいいでしょうか。

○委員

黒枠です。

○委員長

そうですね。団体等も含めてそういった教育環境をつくっていくことを教育していきましょうということですね。

11番は「市民」は出てこないのかな。とりあえず第1部会さんのところの仕分けをしていくと、言葉が今とりあえず仮で書いているものとは違う部分もありますが、指し示す範囲としては、0、1、3、5、6、10が外枠。9は個人としての市民ということで赤枠。2の位置づけのところでの市民の目線というのは有権者、市民が考えたものだから青枠ということで整理ができました。

12番は、先ほど委員がおっしゃっていましたが、黒枠というか、外枠全部ということよろしいですか。

○委員



はい。

○委員長

13番の「地域住民」、ここで「住民」という言葉が出てきていますが、積極的に区・自治会の諸活動に参加いただくのは青枠ではないですね。赤枠だと区・自治会に積極的に参加しがたい人も出てくるかもしれません。例えば土地を持っているけれど今住んでいない人というのは、自治会的には何か役を求めたりすることはありますか。

○委員

役を求めたりすることはないけれど、負担を求めることはあります。

○委員長

区費を払ってくださいみたいなことはあるわけですね。

○委員

2番の「地域住民は」という部分と、3番の「市は区・自治会を地域住民の代表として」と謳っているので、これは区・自治会を構成する人を謳っているのではないですか。そうでなければ条文がおかしくなるので、だから区・自治会を構成する人は誰かという論議をすれば、この地域住民は誰に該当するかという結論にたどり着くと思うのですけれど。

○委員長

構成する人は誰なのかというところが、これは地方によっても結構違うのですけれど、甲賀市の場合はどうですか。もしかすると甲賀市のなかでも区・自治会によって違うのかもしれないのですが、例えば個人事業主みたいな方が入っていたり、入ってなかったりするのでしょうか。寄付を求めたりはしますからね。

○委員

企業に特別区費をもらっています。

○委員

協力金なんかでもらっています。

○委員長

そうすると、どういう言葉でいうかまだ決まっていなくても、赤枠のところぐらいのイメージでいっておいて、当然、区・自治会のメンバーでない人はどうしようもなかったりするでしょうけれど、赤枠ぐらいの言葉でここは書くというイメージにし

ておきましょうか。言葉が決まっていなくていいにくいかもしれませんが。これを例えば「市民」というのだったら、「市民はお互いに協力し」とか「地域の市民の代表として尊重する」という言い方でいけますよね。こちらがもし「市民等」だったら。こちらが「市民」だったら、これは「個々人が」とか「一人ひとりの個人は」とか「地域で暮らす個人は」とか、そういう言い方になるでしょうけれど、そういう赤枠をイメージしていますよということでもいいですか。

○委員

それはちょっと。企業として例えば地元に寄付とかしてもらっていますが、決定権とかはないし、参加してもらっていないし、それはいいと思うのですが、ただ、外国の方も参加してもらったらいいと思うのですが、いろいろな区のことを決めるときには住民が決めていくようなシステムをつくっておかないと、多数決でやって外国の方ばかりで決まってしまっても困るので、やはり決定は住民がして、それに対して参加するのは参加してもらおうと、そういうふうにしておかないと、今ここでカッコいいことばかりいっていたら、本当に何かのときに怖いことになってくることも考えられるので、そういうふうにしてもらいたいなと思います。

○委員長

よその市だと、外国籍の住民の方でも区・自治会の活動に参加いただいている、会員になっていただいているところも聞きますけれど、甲賀市さんはそうではないのですか。

○委員

入ってもらっています。

○委員

区の会議とかに来ていますか。

○委員

意見をおっしゃることもありますし、役を行ってくださることもあるのです。

○委員長

そうなってくると、その方たちも当然範疇に入ってくるのところがいますか。

○委員

また、子どもというのも、選挙権はないけれど未成年の19歳の子も区・自治会の一員でありますし、青枠だけで決めてしまうとちょっとどうかと思います。

○委員長

区の運営が今度は逆にまわっていかなくなるということですね。

○委員

そのへんは状況が変わってきたときに、それはこうだなとか、ちょっと考えておいたほうがいい。

○委員長

13番のところは区・自治会の話なので、そこが外国人自治区になるとかという話にはならないと思うのですけれど。

○委員

それは可能性があります。アメリカのサンフランシスコではスペイン語でしゃべっているとか、ここでもそういうことは十分あるのではないですか。そうなるからまた決めようといってもたぶん無理だと思いますので。

○委員

青枠と赤枠というふうに分けておられますけれど、外国籍住民の方も納税者ではあるわけで、住民登録がある方になるわけです。ということで、まったく赤と青で分けてしまうのもちょっと危険かと思います。

○委員長

場面に応じてもしかしたらまた別の枠があるのでしょうかね。

○委員

そうです。

○委員長

具体的にどこでどういう枠が必要になってきていますかね。

○委員

青枠のところに外国籍住民を入れた緑枠があってもいいかなと。

○委員長

区・自治会の場合はどちらかというところとそういう感じですか。子どもは入らないのですか。

○委員

もちろん子どもも区・自治会の活動に入ってきます。

○委員長

土地家屋を持っている人は、実際には区費を払ってくれない人もいるでしょうけれど、家屋を持っていたらそこに今おられなくても区費は求めていますか。

○委員

ないですね。

○委員長

実際に払ってくれないから諦めると。

○委員

固定資産税は払っているでしょうけれど、その区に対する区費は払っていないのが多いと思います。

○委員長

求めてもいないのですか。

○委員

求めてもいないですね。

○委員長

では、これは除いて。

○委員

いや、私のところは求めていますよ。

○委員長

難しいですね。では、こんな感じですか。この点々枠が、区・自治会でいっている住民なのか市民なのかわからないけれど地域住民といっているのは。個人事業主さん、その区にあるような商店とかは、そこに基本的に住んでおられるのですかね。

○委員

基本的にはその区に居住している人を構成員にしているのが一般的だと思うのです。土地を持っているとか、家屋を持っているとか。例えば三重県の人で山を持っている人も、建物は関係あるけれど山は関係ないのか、そういう論理になってしまいま

す。そういう意味からすると、区・自治会というのは常にそこに住んでいる人を一般論としてはいいますけれどね。

○委員長

では、それぞれの区の事情でそういうところに負担を求めていたりするケースはありますけれど、市の自治基本条例ではそこまでは謳わないと。点線でかこった、こんな感じですかね。これをなんと呼ぶのでしょうかね。4種類の言葉を考えなくてはいけなくなってきましたけれど、とりあえず13番は青枠ではなくて、点々でかこったものだと。

14番の「自治振興会」は、「その地域に住む、または活動するすべての個人、団体、事業主」、これは外枠ですかね。「その地域に住む、または活動するすべての個人、団体、事業主」だから、黒枠、外枠でいいですね。

○委員

黒、外枠です。

○委員長

15番の「市民参加」、ここでいっている「市民」はまさに参加いただく市民です。「まちづくりに関心をもって積極的に参加するように努めてもらう。その市民が自ら考え、働きかけができる仕組みづくりに努める」。この「市民」はどうなのでしょうか。これを書いた人の意見をまず聞きたいのですけれど。

○委員

黒枠です。

○委員長

黒枠にすると恐らく委員が、「決定できる」はおかしいのではないかとってくるのではないかとまって待っていたのですが、いいですか。

○委員

いや、「決定は」いかんでしょう。

○委員長

だから「決定」というふうには書かないで、例えば「市は、まちの主役である市民が自ら考え、働きかけ、決定に関われる」ぐらいにしておけば、関わるぐらいだったら別によろしいですよ。最終的に決めるのは有権者が決めるわけですから。そういう感じでここはしておきましょう。

16番は「市民、市民活動団体、事業者、市議会及び市は」ですが、16番を書くときに、外枠の言葉が何になるかわからないですけれど、「市民等」になるのか、これが「市民」になるかわからないですが、そういう言い方をすれば、「市民活動団体、事業者」は含まれるので、そういう形で集約してもいいですかね。

○委員

はい。

○委員長

17番、「市民及び市民活動団体は」、ここで「市民」が出てきますね。ここでいう「市民」は赤枠でしょうか。「一人ひとりとしての個人としての市民や市民活動団体」ということなのでしょう。こういう赤枠の人々が集ってつくっている団体、あるいはそういう団体をつくってあげばいいよと。

○委員

17番、「市民及び市民活動団体は」となっていますが、黒枠すべてまとめて「市民等」になるのか、黒枠でどうでしょうか。

○委員長

ただ、市民活動についていっている条文なので、「市民及び」ではなくて何がいいのでしょうか。いいたいことはわかりましたので、どういうふうな表現にすればいいのかは少し工夫をしないと、「市民及び市民活動団体」というのはちょっと変ですから、どういうふうな表現にすればいいかは考えるとして、そこでいっている「市民」というのは、地縁団体とか事業所とかも含んでの市民がよりよい地域づくりのためにということですね。

18番はいいので、19番の「市民」は最初におっしゃっていただいたように黒枠でよかったですか。

○委員

こういう分け方は当初あまり意識してなかったのです。

○委員長

これはどういう人が含まれているかということを考えてあげばいいのです。

○委員

黒枠だと思います。

○委員長

では黒枠でいきましょう。

20番、「市民は、市民による個人情報の取り扱いに対して個人の権利や利益を侵害されることのないように努めます」。

○委員

これは赤枠だと思います。

○委員長

個人情報を取り扱う、それこそベネッセさんが個人情報を流出したのはまさにこの話だと思うのですけれど。

○委員

それだったら黒枠ですね。

○委員長

そういうことがないように努めていただかないといけないですからね。

21番、「市民の役割と責務・権利」、ルールを守ってもらうのはこういうのも含めてだと先ほどおっしゃっていただいたので、これは黒枠でいいですね。

22番は、そのなかで特出して「企業、事業者の役割と責務」です。

23番は、「市民の声がまちづくりに反映されるように努めるとともに、その過程を市民に明らかにする」ほうは、市内の団体とかにも明らかにしていただければいいと思いますし、NPOとか自治振興会とかの声を反映していただくよう努めていただくのはいいと思うのですが、問題は第2項ですね。「議員は市民の代表者として」、これはこれでいいですか。

○委員

第2項は厳格にいうと青枠です。選挙で選ばれていますので。

○委員長

だから、どちらに重きを置くかですね。この人たちに選ばれていますよということ強くいいたいのか、それとも、選んでいるのはこの人たちだけでも、広く甲賀市で活動しているさまざまな団体とかも全部ひっくるめたことを考えていくという役割を負っているというニュアンスでいくのだと、黒枠かもしれないですね。どちらのことをいいたいのだろうかということになってくるのです。

住民の選挙で選ばれているという意味がいいのか、オール甲賀のことを考える役割を担っているという意味なのか、どちらでしょうか。例えば言葉を換えるという

手もあるのです。「議員は甲賀市政を担うものとして」とか、「市民」という言葉を使わずに、こういった人たちのことも全部を考える役割を負っているよと。「市民の代表」といってしまうと、「あれっ、選挙で選んでいるのは俺だよ」というふうにみんな思ってしまうから、そこをクリアできるような言い方をするといいかもしれません。

○委員

そうですね。

○委員長

では、ここは言葉を考えてもらうとして、「オール甲賀のことを考える役割を担っている」ということで、上の第1項のほうの「市民」は自治振興会とかNPOとかの声も反映していただきたいですから、こういうことでいいですね。第2項のほうは逆に書きぶりを考えると。

24番、「広く市民の意見を聞き」の「市民」は、意見を聞くのは黒枠でいいですか。「職員は市民全体の奉仕者です」は、法律上、職員は全体の奉仕者ですが、市民全体ではないのではないのかという気がします。ここは「市民」がなくてもいいですね。「職員は全体の奉仕者として」だったら違和感なく通りますね。

最後、25番、「総合計画を策定し、市民に説明する。予算、決算、その他財政に関する事項について市民にわかりやすく公表する。市民の意見を取り入れて行政評価を行う。市民に対し説明責任を果たす」。ここでいっている「市民」は黒枠でいいでしょうか。

○委員

そうですね。

○委員長

お疲れ様でした。時間を30分ほど超過しましたが、とりあえず皆さんが「市民」というような言葉で書いていただいたものの指し示すところは、実は大きく4つに分かれるということがわかりました。3つかと思ったけれど4つでしたね。それぞれを別の言葉でこのあとは書き記していかないと混乱をします。どちらの言葉がいいかは両方意見が出ましたね。黒枠を「市民」といって、赤枠を「個人」みたいな言葉で置き換えるのがいいのか。赤枠を「市民」といって、黒枠を「市民等」みたいな言葉で置き換えるのがいいのか。どちらがいいのかはちょっとわかりませんが、そのへんは決めの問題だと思うので、これは作業委員会に任せても大丈夫かなという気がします。要は何を指し示しているのかという中身のイメージを皆さんで共有できたので、そこは先に進めるかなと思います。

今日積み残していることがまだいくつかあります。言葉の問題でいうと、「市」と



いう言葉と、どこかに「行政」と書いているところがあったような気がします。「市議会」なのか「議会」なのか、若干まだ少し考えなくてはいけないところがあると思いますので、それは次回やりましょう。それから先ほど宿題にしておいた住民投票の話も次回やらないといけませんね。

あと、ここも議論してくださいとか、ほかを見て、よその部会がつくった文言、これはいただけないとか、ここはおかしいというのがあれば、そこはいつていただかないといけません。今、あらためて「市民」という言葉の定義を見直してみると、例えば5番のところの「地域愛」というのは、これはみんなに持ってもらうということと「私たち」ではなくて、ちょっと言葉を書き換えたほうがよさそうですし、9番のところも「等しく地域住民として」という言葉でいいのかどうか。これを指し示す、「等しく個人として尊重される」みたいな言葉にしたほうがいいのかとか、何か所がありました。そのあたりは次回少し調整をしたいと思います。

というところで時間がきたので、次第の5番の「意見の調整」が部分的に終わったということにしたいと思います。

## ■ 6 今後のスケジュール

### ○委員長

それでは、6番、「今後のスケジュール」ですが、事務局に説明していただきたいと思います。

### ○事務局

今後のスケジュールですが、次回、第15回につきましては、8月5日、場所は市民福祉活動センターで、場所が今回とは変わります。甲南町の甲南中学校前にあります社協が管理をさせていただいております、甲賀市市民福祉活動センターの多目的室で開催する予定をしておりますので、お間違えのないようよろしくお願いいたします。

その次は、今回新たに日程を入れさせていただきました第16回は、9月9日、同じ場所で日程を取らせていただいておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。以上でございます。

### ○委員長

ありがとうございました。何とか次回、8月5日で今日の話が終わっているのかな、どうなのかなというところですが、いちばん皆さんご懸念があった「市民」の話はだいぶ今日整理できましたので、何とかいけそうな気もしております。あとは住民投票、先ほどのご提案を皆さんどう思っていたかかなというところです。

ということで、このスケジュールで何かご質問がある方はありますか。

○委員

前にもらった今後のスケジュールに「市民の声を聴く会」が8月半ばから始まる予定となっていました。これは予定通りあるのでしょうか。

○委員長

前に配ったのは、そのときに9月半ばからに1カ月ずれているという話をしましたので大丈夫です。9月半ばまでに準備していただければと思います。

○委員

もう1ついいのでしょうか。先ほどの条例のことになるのですが、中身のこともですけど、自治基本条例という名前はこのままでいくのか、もしくはもっとわかりやすく「まちづくり条例」とか、鈴鹿市はそういうふうに書いておられますが、そういうのはどうなのかなと思いますので。

○委員長

ちなみに委員としてはどのようにお考えですか。

○委員

私は変えたほうがいいと思います。もっと皆さんにわかりやすい、親しみやすいものに。

○委員長

具体的な名前としては。

○委員

具体的にはわかりませんが、漢字ばかりよりは、「まちづくり」というひらがなにするとか、そういうのは皆さんで案を出し合っていけばいいかなと思うのですけれど。

○委員長

わかりました。そうすると次回中に終わるかどうかわからないですけど、条例の名称についても、これは前に確かに市長さんから、自治基本条例という名称にはこだわらないので皆さんで考えてくださいということをおっしゃっていただいた記憶もありますので、どういう名前がいいのか、これも皆さんで考えてきていただいて、いきなりだとたぶん議論できないと思いますので、いいアイデアを次回出していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかはよろしいですか。大丈夫ですか。

— 特に質問なし —

## ■ 7 その他

### ○委員長

それでは、7番の「その他」にいきたいと思います。これも事務局からご説明をお願いします。

### ○事務局

何度も申し訳ございません。できましたら本日の会議が終わり次第、作業委員会の方、各部から2名、合計6名の方には、簡単に打ち合わせ等をさせていただきたいと思っておりますので、お残りいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

### ○委員長

作業委員会の皆さん、まだ具体的な作業はなかなかできる部分は少ないですが、このあと打ち合わせをということでありました。今名前をおっしゃっていただいた6人の委員さんと正副委員長と一緒に加わって打ち合わせをしたいと思っておりますので、作業委員会の皆さん、よろしくお願いいたします。ということで、6人選んでいただいた方にプラス、副委員長と私が加わって一緒に作業委員会を進めていくことにさせていただきます。

## ■ 8 閉会

### ○委員長

それでは時間もだいぶ超過してしまいましたので、最後、副委員長に締めていただいております。

### ○副委員長

今日は委員長もだいぶお疲れになったと思います。全体会の1回目からいちばん議論を呼んでいる部分を、今回ご議論をいただきました。ここがいちばん大事な部分だったので、1つ峠を越したという安堵感を、今日は覚えさせていただきました。

今後、専門の調整が必要になってきますけれども、またそれぞれ研鑽していただくなかでご議論を交わしていただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。時間も超過しておりますので、このへんで本日の第14回の会の終わりの言葉に代えさせていただきます。本日はどうもお疲れ様でございました。